

議員提出議案第19号

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成23年12月9日

提出者	杉並区議会議員	富本卓
同		島田敏光
同		小川宗次郎
同		斉藤常男
同		小泉やすお
同		井口かづ子
同		岩田いくま
同		藤本なおや
同		大熊昌巳
同		脇坂たつや
同		浅井くにお
同		今井ひろし
同		田中ゆうたろう
同		大和田伸
同		横山えみ
同		渡辺富士雄
同		大槻城一
同		川原口宏之
同		北明範
同		中村康弘
同		山本ひろこ
同		河津利恵子
同		安斉あきら
同		増田裕一
同		山下かずあき

同
同
同
同

山 本 あけみ
市 来 とも子
大 泉 時 男
吉 田 あ い

杉並区議会議長 藤 本 なおや 様

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(平成23年杉並区条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表議長の項の改正規定中「907,200円」を「859,000円」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 平成24年3月に支給する議長の期末手当の額は、この条例による改正後の杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下この項において「改正後の条例」という。)第8条第2項及び附則第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整すべき額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成23年12月に支給された期末手当の額から、改正後の条例の規定を適用したならば同月に支給されるべきであった期末手当の額を減じた額

(2) 平成23年12月に支給された議員報酬の月額から、改正後の条例の規定を適用したならば同月に支給されるべきであった議員報酬の月額を減じた額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

議長の議員報酬月額を改定する等の必要がある。



杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>別表議長の項中「909,000円」を「<u>859,000円</u>」に改め、同表副議長の項中「779,000円」を「777,400円」に改め、同表委員長の項中「647,000円」を「645,700円」に改め、同表副委員長の項中「620,000円」を「618,800円」に改め、同表議員の項中「599,000円」を「597,800円」に改める。</p>	<p>別表議長の項中「909,000円」を「<u>907,200円</u>」に改め、同表副議長の項中「779,000円」を「777,400円」に改め、同表委員長の項中「647,000円」を「645,700円」に改め、同表副委員長の項中「620,000円」を「618,800円」に改め、同表議員の項中「599,000円」を「597,800円」に改める。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1 略</p>	<p>略</p>
<p>2 <u>平成24年3月に支給する議長の期末手当の額は、この条例による改正後の杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第8条第2項及び附則第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整すべき額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、</u></p>	

調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成23年12月に支給された期末手当の額から、改正後の条例の規定を適用したならば同月に支給されるべきであった期末手当の額を減じた額

(2) 平成23年12月に支給された議員報酬の月額から、改正後の条例の規定を適用したならば同月に支給されるべきであった議員報酬の月額を減じた額

議長の議員報酬の改定の概要

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

項 目	改 正 内 容												
議員報酬等	<p>議長の議員報酬月額を引き下げる。</p> <p>杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例による改正</p> <table border="1" data-bbox="475 848 1275 938"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>改 正 前</th> <th>改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議 長</td> <td>909,000 円</td> <td>907,200 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例による改正</p> <table border="1" data-bbox="475 1041 1275 1131"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>改 正 前</th> <th>改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議 長</td> <td>907,200 円</td> <td>859,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 次の調整措置に係る附則を追加する。 平成 24 年 3 月に議長に支給する期末手当の額から、平成 23 年 12 月に議長に支給された期末手当の額とこの条例による改正後の議長の議員報酬月額に基づき算定された期末手当の額との差額及び平成 23 年 12 月に支給された議長の議員報酬月額とこの条例による改正後の議長の議員報酬月額との差額の合計額を減ずる。</p>	職 名	改 正 前	改 正 後	議 長	909,000 円	907,200 円	職 名	改 正 前	改 正 後	議 長	907,200 円	859,000 円
職 名	改 正 前	改 正 後											
議 長	909,000 円	907,200 円											
職 名	改 正 前	改 正 後											
議 長	907,200 円	859,000 円											
施 行 期 日	公布の日から施行する。												

